横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申 (答申第272号)

平成15年9月29日

横浜市長 中田 宏 様

横浜市情報公開·個人情報保護審査会 会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に 基づく諮問について(答申)

平成14年3月29日都筑福第45号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「都筑区民生委員児童委員名簿(平成13年12月1日)」及び「平成13年7月1日実施の民生委員・児童委員の増員について(平成12年度都筑地福第129号)」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「都筑区民生委員児童委員名簿(平成13年12月1日)」及び「平成13年7月1日実施の民生委員・児童委員の増員について(平成12年度都筑地福第129号)」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「都筑区民生委員児童委員名簿(平成13年12月1日)」 (以下「文書1」という。)及び「平成13年7月1日実施の民生委員・児童委員の増員 について(平成12年度都筑地福第129号)」(以下「文書2」という。以下文書1及び 文書2を総称して「本件申立文書」という。)の開示請求に対し、横浜市長(以下「実 施機関」という。)が、平成14年1月4日付で行った文書1を一部開示とした決定及び 同年1月15日付で行った文書2を一部開示とした決定の取消しを求めるというものであ る。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件申立文書は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。)第7条第2項第2号に該当するため一部を非開示としたものであり、その理由は、次のように要約される。

本件申立文書に記録された個人の住所及び電話番号は、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため、本号に該当する。

4 異議申立人の一部開示決定に対する意見

異議申立人(以下「申立人」という。)が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件申立文書の一部開示決定に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 異議申立てに係る処分の取消しを求める。
- (2) 障害者・要介護老人等の相談をしたいが、民生委員の連絡先がわからない。
- (3) 障害者は全地区に居住しているため、自分が住んでいる地区の民生委員だけでなく、 全地区の民生委員の連絡先を知りたい。
- (4) 申立人の居住区(都筑区)の民生委員は、相談・訪問等の活動を怠っている。
- (5) 本件は、申立人が区役所に対して年末募金配付について問い合わせたところ、はっ きりした回答がなかったため、民生委員へ連絡すべく名簿を求めたものである。

- (6) 申立人は、 に加入しているが、民生委員は、求めても何もしな
 - い。自治会も同様である。
- (7) 民生委員と話し合うために、全ての開示を求める。

5 審査会の判断

(1) 民生委員について

民生委員は、民生委員法(昭和 23 年法律第 198 号)で設置が定められており、横浜市(以下「本市」という。)においては、自治会・町内会や地域福祉関係の代表者で構成される地区推薦準備会(平成 13 年 7 月 1 日以前は、地区世話人会)で推薦され、区・市の推薦委員会を経て厚生労働大臣の委嘱により、3年の任期で、地域住民の福祉、生活援助活動を進めている。

また、民生委員は、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)により児童委員を兼務しており、特別職の公務員として、公的な職務の一端を担うことになり、活動を行う上では「相手方の人格を尊重した相談を行うこと」「相談者の秘密を守ること」などが義務付けられている。

(2) 民生委員児童委員協議会について

民生委員法第 20 条では、「民生委員は、区域ごとに民生委員協議会(以下「協議会」という。)を組織しなければならない。」と規定しており、本市においては、本条にいう区域は地区民生委員児童委員協議会(以下「地区協議会」という。)の所管する範囲にあたり、法定(単位)組織としての協議会は、地区協議会となる。なお、区民生委員児童委員協議会(以下「区協議会」という。)は、地区協議会をまとめた任意(連合)組織として位置づけられる。

また、民生委員法第 24 条では、協議会の任務として「民生委員が担当する区域又は事項を定めること。」としており、本市においては、地区協議会が法定組織としての協議会にあたることから、地区協議会が民生委員の担当する区域(以下「担当地区」という。)等を定めることとなり、担当の民生委員に対するクレーム等も地区協議会の範囲で実質的に処理することとなる。

なお、都筑区協議会においては、担当地区の民生委員の連絡先(住所及び電話番号)が居住者にわかるよう、地区協議会の自主的な活動を通じて、自治会・町内会の回覧や地域の掲示板などで周知されている。

(3) 本件申立文書について

文書1は、平成13年12月1日現在の都筑区民生委員児童委員名簿であって、地区名、

担当地区、氏名、住所、電話番号等が記録されている。

文書 2 は、平成 13 年 7 月 1 日付の民生委員児童委員の増員にあたって、都筑区協議会会長から区長あてに提出された増員申請書とそれに関わる資料一式を、福祉局長に提出するために都筑区地域福祉課で作成した決裁文書であって、起案用紙、民生委員・児童委員の増員について(内申)、民生委員担当区域分割および増(減)申請書、民生委員増(減)申請に伴う調書、案内図、都筑区民生委員児童委員協議会名簿等で構成されている。

- (4) 条例第7条第2項第2号の該当性について
 - ア 条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」については開示しないことができると規定している。
 - イ 実施機関は、本件申立文書のうち、個人の住所及び電話番号について本号に該当 するとして非開示としているので、次にその妥当性について検討する。
 - ウ 本件申立文書に記録された個人の氏名、住所及び電話番号については、いずれも、 各個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、本 号本文に該当する。

ただし、本件申立文書の個人の氏名については、民生委員が特別職の公務員にあたることから、本号ただし書アの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」として、開示しているものである。

- エ しかしながら、本件申立文書の住所及び電話番号は、民生委員個人の生活の本拠 に関する情報であることから、個人の権利利益を保護するよりも公益性が優越する ため開示すべき情報であるとまでは言えず、本号ただし書アからウまでのいずれに も該当しない。
- オ なお、民生委員の住所及び電話番号は、情報公開請求においては、上記工で述べたとおり個人情報保護の観点から、何人に対しても開示されるべき情報とは言えないが、民生委員の職務が、住民の生活に関する相談に応じること等であり、また職務遂行の拠点が、一般職の公務員と異なり自宅であることから、援助を必要とする者にとっては必要不可欠な情報である。したがって、援助を必要とする者に対しては、地区協議会の自主的な活動等を通じて、周知されるべきである。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件申立文書を条例第7条第2項第2号に該当するため、一部開示とした決定は、妥当である。

《参考》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審査の経過
平成14年3月29日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成14年4月26日 (第268回審査会)	・諮問の報告
平成14年5月7日	・異議申立人から意見書を受理
平成14年8月23日 (第276回審査会)	・部会で審議する旨決定
平成15年6月13日 (第13回第二部会)	• 審議
平成15年6月27日 (第14回第二部会)	• 審議
平成15年7月11日 (第15回第二部会)	・異議申立人から意見聴取 ・審議
平成15年7月25日 (第16回第二部会)	・審議
平成15年8月8日 (第17回第二部会)	• 審議
平成15年8月22日 (第18回第二部会)	• 審議
平成15年9月12日 (第19回第二部会)	• 審議